

# ○交通の規制に関する適用除外車両の取扱要領の制定 について

(平成 19 年 7 月 2 日例規交規第 77 号)

この度、静岡県道路交通法施行細則（昭和 35 年県公委規則第 7 号。以下「細則」という。）の一部改正に伴い、別添のとおり「交通の規制に関する適用除外車両の取扱要領」を定め、平成 19 年 7 月 2 日から施行することとしたので、適切な運用を図られたい。

なお、車両通行禁止、駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の適用除外車両及び許可車両の取扱要領について（平成 14 年例規交規第 26 号）は、廃止する。

別添

## 交通の規制に関する適用除外車両の取扱要領

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、道路標識等を設置して行う車両通行禁止、駐車禁止、時間制限駐車区間又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間に係る交通規制について、細則第 3 条の 2 の規定により公安委員会があらかじめ交通規制の対象から除外する車両の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1) 通行禁止規制関係

ア 通行禁止規制 法第 8 条第 1 項の規定に基づき、道路標識等により区域、道路の区間又は場所を指定して車両の通行を禁止する交通規制のうち、踏切区間のみの通行止め、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制を除いたものをいう。

イ 通行禁止除外車 公安委員会が前記アの通行禁止規制の対象から除外した細則第 3 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める車両をいい、別表第 1 のとおりとする。

ウ 通行禁止除外指定車 公安委員会が前記アの通行禁止規制の対象から除外するために指定した細則第 3 条の 2 第 2 項第 3 号に定める車両をいい、別表第 2 のとおりとする。

エ 通行禁止除外指定標章 前記ウの通行禁止除外指定車に交付されるもので、細則別記様式第 1 の通行禁止除外指定車の標章をいう。

##### (2) 駐車禁止規制関係

ア 駐車禁止除外車 公安委員会が駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外した細則第 3 条の 2 第 3 項第 1 号から第 8 号までに定める車両をいい、別表第 3 のとおりとする。

イ 駐車禁止除外指定車 公安委員会が駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外するために指定した細則第3条の2第3項第9号及び第10号に定める車両をいい、別表第4のとおりとする。

ウ 駐車禁止除外標章 前記イの駐車禁止除外指定車に交付されるもので、細則別記様式第1の2、第1の3、第1の4及び第1の5の駐車禁止除外指定車の標章をいう。

## 第2 通行禁止除外指定車の取扱い

### 1 取扱いの基本

車両がその通行を禁止された道路を通行する必要がある場合において、細則の規定により当該規制の対象から除外されるものは、次のものとする。

- (1) 緊急自動車その他の車両であつて、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定の場所において使用する必要がある用務のため除外されているもの
- (2) 前記(1)に掲げる車両のいずれにも該当しないもののうち、通行禁止除外指定標章を交付することにより除外されるもの

### 2 取扱要領

#### (1) 申請

通行禁止除外指定車の指定（以下「通行禁止除外指定」という。）の申請は、細則別記様式第1の6の除外標章交付申請書2通を、除外指定を受けようとする通行が禁止された区域又は道路の区間を管轄する署に提出させるものとする。

#### (2) 通行禁止除外指定の取扱い

通行禁止除外指定の取扱いは、除外指定を受けようとする区域が、自署の管轄区域又は自署から隣接する一つの署までの管轄区域にわたる場合にあっては当該申請を受理した署が、それ以外の場合にあっては県本部交通規制課（以下「交通規制課」という。）が行うものとする。

#### (3) 添付書類

除外標章交付申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

ア 自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面

イ 運転者（主たる運転者）の自動車運転免許証の写し

ウ 通行禁止道路において通行しようとする場所が分かる図面

エ 除外の対象となる用務に該当することを疎明する書面及び当該用務の委託を受けた者が使用する車両の場合は、申請に係る車両の使用目的のために使用するものであることを証する委託者との委託契約書の写し又はこれに代わる疎明資料

(4) 審査

署長は、除外標章交付申請書を受理したときは、通行禁止除外管理簿（様式第1号）に、所要事項を登載して、次の事項を審査するものとする。

- ア 申請に係る車両が通行禁止除外指定車に該当するか。
- イ 申請書の内容に虚偽の事実はないか。
- ウ 申請場所は、自署管内のみであるか、又は他署管内にわたるものであるか。
- エ 通行禁止除外指定を受けて通行する以外に方法がないなど他に代替え手段がなく、通行禁止除外指定を受けようとする理由が通行方法、目的等から真にやむを得ないものであるか。
- オ 通行の時間及び方法が適当か。
- カ 通行禁止除外指定を受けようとする区域、区間及び期間が必要最小限の範囲に限定されているか。

(5) 通行禁止除外指定方法

ア 指定期間

通行禁止除外指定標章の有効期間は、3年とする。ただし、特定の期間にのみ通行禁止場所を通行する必要がある車両に係るものについての有効期間は3年以内において当該通行しなければならない事情に応じた期間とする。

イ 指定場所

通行禁止除外指定は、細則第3条の2第2項第3号に掲げる車両を除いて、原則として自署管内の区域及び道路の区間を特定して、必要最小限にとどめるものとし、路線別に対象を限定できるものは、「〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先までの市道〇〇線」等具体的に記載すること。

3 交付

(1) 署長が通行禁止除外指定をする場合

- ア 署長は、所要事項を通行禁止除外管理簿に記載するとともに、申請内容を審査し、通行禁止除外指定の要件を備えているものについては、通行禁止除外指定標章を作成するものとする。ただし、第2の2(2)の規定により、交通規制課が扱うものについては、受理した除外標章交付申請書の1通を速やかに県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に送付するものとする。
- イ 標章の交付に当たっては、申請者に対し、細則第3条の3第5項に定める遵守事項及び交通事故防止上必要な事項を指導した後、これを交付するものとする。

(2) 交通規制課長が通行禁止除外指定をする場合

- ア 署長から申請書の送付を受けた交通規制課長は、その内容を審査し、通行禁止除外指定の要件を備えているものについては、通行禁止除外指定標章を作成し、署長に送付するものとする。

イ 前記アの規定により通行禁止除外指定標章の送付を受けた署長は、通行禁止除外管理簿に所要事項を記載の上、申請者に対し、前記(1)イと同様の指導をした後、これを交付するものとする。

#### 4 事務処理期間

通行禁止除外指定に係る受理から交付までの事務処理に要する標準処理期間は、交通規制課で扱うものにあつては30日以内、署で扱うものにあつては7日以内（それぞれ行政庁の休日は、含まれない。）とする。ただし、申請書の補正に期間を要するとき又は申請が複数の署の管轄区域にわたるときは、この限りではない。

#### 5 複数の署の管轄区域にわたる通行禁止除外指定の取扱い

##### (1) 要領

ア 申請書の提出を受けた署長は、当該申請書を関係場所を管轄する署長に送付すること。

イ 前記アの規定により申請書の送付を受けた署長は、当該申請書を審査し、やむを得ない理由があると認めるものについては、通行禁止除外指定標章を作成し、決裁終了後、速やかに送付元の署長に送付すること。

ウ 前記イの規定により通行禁止除外指定標章の送付を受けた署長は、自らの管轄に係る申請を審査し、やむを得ない理由があると認めるものについては、前記イの通行禁止除外指定標章に所要事項を記載し、これを申請者に交付すること。

(2) 通行禁止除外指定標章の早期交付を求める申請者に対しては、次のことを教示するものとする。

ア それぞれの署ごとに直接申請できること。

イ 前記アによる手続をとった場合は、別個の申請となることから、通行禁止除外指定標章が複数になること。

ウ 前記アによる手続をとった場合は、早期交付が見込まれること。

#### 6 再交付申請及び更新申請

通行禁止除外指定標章の再交付申請及び更新申請があつた場合は、新規申請に準じて取り扱うものとする。この場合において、当該申請に係る申請書と通行禁止除外管理簿の過去の交付状況とを照合して受理すること。

なお、更新申請については、有効期間が満了するおおむね3か月前から申請することができる。

#### 7 変更届出の取扱い

通行禁止除外指定標章に記載された運転者（主たる運転者）、車両、期間（時間）及び区間に係る変更届出があつた場合は、新規申請に準じて取り扱うものとする。

#### 8 返納義務

公安委員会は、通行禁止除外指定標章の交付を受けた者は、細則第3条の3第5項に規定する事項を遵守しない場合には、当該標章を公安委員会に返納を命ずることができる。

#### 9 返納時の廃棄手続

署長は、通行禁止除外指定標章の返納を受けたときは、速やかに、復元できない方法で処分するものとする。

#### 10 通行禁止除外指定標章の保管管理

署長は、公安委員会の公印があらかじめ印刷されている通行禁止除外指定標章の保管管理の徹底を図るため、これを施錠設備のある書庫等に保管するとともに、通行禁止除外指定標章受払簿（様式第2号）を備え付け、月ごとの受払状況を記録しておかなければならない。

#### 11 報告

通行禁止除外指定標章の使用に係る特異事案が発生したときは、その都度書面で交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。

### 第3 駐車禁止除外指定車の取扱い

#### 1 取扱いの基本

(1) 車両が駐車禁止等の道路において駐車を必要とする場合において、細則の規定により当該規制から除外されるものは、次のとおりとする。

ア 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの

イ 緊急自動車その他の車両であって、前記アの用務に準ずる程度の公益性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの

ウ 身体障害者等で歩行が困難な者が現に使用中の車両及び患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であってその輸送に使用中のもの

(2) 駐車禁止等の規制の対象から除外される場所は、公安委員会が道路標識等により指定した駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間として規制した場所に限るものとする。したがって、法第44条第1項に定める駐停車禁止場所、法第45条第1項に定める法定の駐車禁止場所、同条第2項に定める無余地駐車となる場所及び法第47条に定める駐車の方法については、除外されない。

#### 2 取扱要領

##### (1) 申請

駐車禁止除外指定車の指定（以下「駐車禁止除外指定」という。）の申請は、除外標章交付申請書1通を、当該車両の運転者又は使用者の住所地（法人の場合は、事業所の所在地）を管轄する署に提出させるものとする。

##### (2) 添付書類

申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

ア 細則第3条の2第3項第9号に掲げる車両

(ア) 自動車検査証記録事項が記載された書面

(イ) 運転者（主たる運転者）の運転免許証

(ウ) 細則第3条の2第3項第9号に掲げる車両に該当することを疎明する書面（用務の委託を受けた者が使用する車両の場合は、申請に係る車両の使用目的のため使用することを証する委託者との間における委託契約書又はこれに代わる書類）

イ 細則第3条の2第3項第10号に掲げる身体障害者等で歩行が困難な者

(ア) 細則第3条の2第3項第10号アからオまでに掲げる身体障害者等の等級がいずれかに該当することを証明する書面

(イ) 交付を受けようとする者が公安委員会の管轄区域内に住所を有していることを証明する書面

(3) 審査

署長は、除外標章交付申請書を受理したときは、駐車禁止除外管理簿（様式第3号）に、所要事項を登載して、次の事項を審査するものとする。

ア 申請に係る車両が駐車禁止除外指定車に該当するか。

イ 申請書の内容に虚偽の事実はないか。

ウ 身体障害者等が除外標章を交付する等級に該当するか。

(4) 駐車禁止除外指定方法

ア 指定期間

駐車禁止除外標章の有効期間は、3年とする。

イ 指定場所

駐車禁止除外指定のうち、細則第3条の2第3項第9号に掲げる車両（同号キに定める患者輸送車又は車椅子移動車を除く。）にあつては区域又は道路の区間を定めて行い、細則第3条の2第3項第10号に掲げる身体障害者等であり歩行が困難な者が現に使用中の車両（同項第9号キに定める患者輸送車又は車椅子移動車を含む。）にあつては区域又は道路の区間を定めないで行うものとする。

3 交付

(1) 署長が駐車禁止除外指定をする場合

ア 署長は、所要事項を駐車禁止除外管理簿に記載するとともに、申請内容を審査し、駐車禁止除外指定の要件を備えているものについては、駐車禁止除外指定標章を作成するものとする。ただし、細則第3条の2第3項第9号に掲げる車両については、当該駐車禁止除外標章に駐車禁止除外指定車に付する対象種

別ごとの記号一覧表（別表第5）に定める記号等所要事項を記載して作成するものとする。この場合において、特別な事情により、交通規制課が扱うものについては、受理した除外標章交付申請書の写し1通を速やかに交通規制課長に送付すること。

イ 標章の交付に当たっては、申請者に対し、細則第3条の3第5項に定める遵守事項及び交通事故防止上必要な事項を指導した後、交付するものとする。

#### (2) 交通規制課長が駐車禁止除外指定をする場合

ア 署長から申請書の送付を受けた交通規制課長は、その内容を審査し、駐車禁止除外指定の要件を備えているものについては、前記(1)アに準じて駐車禁止除外標章を作成し、署長に送付するものとする。

イ 前記アの規定により送付を受けた署長は、駐車禁止除外管理簿に所要事項を記載の上、申請者に対して、前記(1)イと同様の指導をした後、駐車禁止除外標章を交付するものとする。

#### 4 事務処理期間

事務処理期間の取扱いは、第2の4の規定を準用するものとする。

#### 5 再交付申請及び更新申請

駐車禁止除外標章の再交付申請及び更新申請があった場合の取扱いは、第2の6の規定を準用するものとする。

なお、更新申請は、有効期間が満了するおおむね3か月前から申請することができる。

#### 6 変更届出の取扱い

駐車禁止除外標章に記載された申請者（運転者）、車両及び区間に係る変更届出があった場合の取扱いは、第2の7の規定を準用するものとする。

#### 7 返納義務

公安委員会は、駐車禁止除外標章の交付者に対して、当該標章の返納を命ずる場合は、第2の8の規定を準用するものとする。

#### 8 返納時の廃棄手続

駐車禁止除外標章等の返納を受けた場合の取扱いは、第2の9の規定を準用するものとする。

#### 9 駐車禁止除外指定標章の保管管理

署長は、公安委員会の公印があらかじめ印刷されている駐車禁止除外標章の保管管理の徹底を図るため、これを施錠設備のある書庫等に保管するとともに、駐車禁止除外指定標章受払簿（様式第4号）を備え付け、月ごとの受払状況を記録しておかなければならない。

#### 10 報告

駐車禁止除外標章等の使用に係る特異事案が発生したときは、その都度書面で交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。